

東京2020大会 銘板モニュメント企画製作業務 仕様書

1 件名

東京2020大会 銘板モニュメント企画製作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月30日まで

3 業務目的

東京2020大会の開催自治体として、多年にわたる取り組みと大会の記録・記憶をレガシーとして後世に継承し、開催会場となった町の魅力やタウンプライドの醸成、スポーツツーリズムを通じた町の観光振興を図るため、町内5カ所に、シンボリックな銘板モニュメントを設置する。

4 設置予定場所（別添「位置図」参照）

銘板モニュメントの設置予定場所は下記のとおり

- (1) 富士スピードウェイ西ゲート
- (2) 棚頭交差点付近
- (3) 須走本通り（町道4135線沿道）
- (4) 明神峠（県道山中湖小山線沿道）
- (5) 豊門公園噴水前ステージ

5 業務内容

本業務は事業趣旨を勘案のうえ、モニュメントの企画、デザイン、設計、製作、設置並びにお披露目セレモニーの企画運営を行うものとする。

(1) 事業コンセプト

- ア 東京2020大会の開催会場として、大会のレガシーを後世に継承
- イ 町の魅力やタウンプライドの醸成、スポーツツーリズムの推進
- ウ 大会を支えた多くのボランティアの伝承

(2) デザイン

- ア 本事業の趣旨や事業コンセプトを十分理解し、視認性が高く魅力的なデザインとする。
- イ 周辺の景観や環境と調和が図れ、忠実に再現できるものとする。
- ウ 設置場所ごとの特性を活かしたデザインとする。ただし、関係機関との協議の結果、修正を求める場合がある。

(3) サイズ

モニュメントの寸法は概ね以下とおりとする。

設置予定場所	サイズ（台座を含む）
富士スピードウェイ西ゲート	高さ1.8m以内 幅1.8m以内 奥行1.0m以内
棚頭交差点付近	高さ1.5m以内 幅1.0m以内 奥行0.5m以内
須走本通り	高さ1.5m以内 幅1.0m以内 奥行0.5m以内
明神峠（県道山中湖小山線沿道）	高さ1.2m以内 幅0.6m以内 奥行0.6m以内

豊門公園噴水前ステージ	高さ 0.5m以内 幅 0.6m以内 奥行 0.3m以内 ※ステージ埋込の場合は縦横 0.6m以内
-------------	------------------------------------------------------

(4) 設計、製作及び設置

- ア 屋外設置及び設置後に想定される作用（風雨紫外線、第三者による乗りかかり、引っ張り、高温等による変形、変色等）に耐え得る材質とする。
- イ 歩道や道路沿道に設置するモニュメントは、歩道の機能を損ねることなく、歩行者や自転車に対し想定される安全対策にも考慮する。
- ウ 土台及び造形物部分の寸法、材質に関する設計資料を作成・提出する。
- エ モニュメント周辺の外構工事は本事業に含めないものとする。ただしモニュメントの魅力を高めるため、造形物に付随して設置するものはこの限りではない。
- オ 基礎（地中部分）は基本的に深さ 0.45m程度とするが、地下埋設物等がある場合は、管理者等と協議し状況に応じた設計とすること。
- カ 設置作業時は周囲に十分注意し、道路管理者、警察等の指示に従い一般の歩行者及び周囲の安全を確保すること。
- キ 設置が完了した後、受託者は速やかに委託者が指示する下記の書類を提出すること。
 - ・設置前と設置後及び作業状況のわかる写真一覧（JPG データ）
 - ・撤去前と撤去後及び作業状況のわかる写真一覧（JPG データ）
 - ・その他委託者が指示するもの

(5) 地権者協議

- ア 設置予定場所について、地権者から口頭同意を得ているが、施工にあたっては、改めて地権者や関係機関と調整を図ること。
- イ 地権者、施設管理者、道路管理者及び警察等に必要な手続は、町が申請業務等を行うこととする。

(6) お披露目セレモニー

富士スピードウェイ西ゲートにおいて、「4 設置予定個所」に記載した全てのモニュメントをまとめてお披露目するセレモニーを実施すること。

- ア 会場設営及び撤去
 - ・出席者 80 名程度が出席するための会場を設営
 - ・モニュメント除幕布を設置し、関係者の除幕によるお披露目演出
 - ・会場案内看板の作成
- イ 会場レイアウトの作成
 - ・会場レイアウト図（音響設備・来賓席、メディアスペース等）
- ウ その他業務
 - ・新型コロナ対策
 - ・雨天時の対策

(7) 関連業務

- ア 各種関連団体との連絡調整及び必要な打合せ
- イ 町が組織委員会に提出する書類の作成支援
- ウ その他業務遂行に際し必要となる業務

(8) その他

- ア 組織委員会から示される資料や町の意思により、修正作業を指示することがある。
- イ 組織委員会のガイドライン他に示されたアンブッシュ対策に配慮すること。
- ウ 本業務の履行に係る法令、条例等を遵守すること。

6 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下のとおりとする。

- ア 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻訳権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

7 成果品

(1) 成果品等の履行期限及び提出方法

- ア 「6 業務内容」中に示す、装飾物デザイン・設計図・会場レイアウト・各種図面等については、その内容を町及び組織委員会とあらかじめ協議を行うとともに、紙媒体及び電子データ（Word、Excel、PowerPoint等編集可能な形式）を町が指定する期日までに提出すること。
- イ 6(2)クにかかる設置及び撤去の作業状況がわかる写真一覧については、町が指定する期日までに提出すること。
- ウ 業務全体にかかる完了報告書は、紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）、にとりまとめ、委託期間内に提出すること。

(2) 提出場所

小山町役場オリンピック・パラリンピック推進局

8 その他

- ・本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは小山町と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。